

平成 31 年 1 月 4 日

消費者支援ネットワークいしかわと株式会社ビーエムハナテンとの 差止請求に関する協議が調ったことについて

適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ（以下「消費者支援ネットワークいしかわ」という。）から、消費者契約法第 23 条第 4 項第 9 号による報告があり、差止請求の相手方との間で同号に規定する協議が調ったと認められるので、同法第 39 条第 1 項に基づき、協議の内容を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、消費者支援ネットワークいしかわが、株式会社ビーエムハナテン（以下「ビーエムハナテン」という。）に対し、ビーエムハナテンが用いる契約条項が消費者契約法に違反するとして、同法第 12 条第 3 項に基づき同契約条項を含む契約をしてはならないことを請求して、主に以下のとおり申し入れた事案である。

(申入れの概要)

- ① ビーエムハナテンが消費者との間で中古自動車の売買契約を締結する際に使用している契約書（以下「本件契約書」という。）に、「甲（ビーエムハナテン）がこの注文に応じられない場合、乙（購入者）は一切異議のないものとする。この場合、申込金はそのまま乙に返還されるものとする。」との条項が含まれる。これはビーエムハナテンの契約締結上の過失に基づく責任の一切を免除するものであり、また、購入者（消費者）の権利を制限するものであること等から、消費者契約法第 8 条第 1 項第 3 号又は同法第 10 条^(※1)に規定する消費者契約の条項に該当し、当該契約条項を内容とする契約を締結してはならないこと等を求める。
- ② 本件契約書に、「乙が申込を撤回し、このために甲に損害が生じた場合、別途損害賠償請求され、申込金と対等額^(※2)で相殺されても異議ないものとする。」との条項が含まれるが、これは購入者（消費者）に過失がなくとも損害賠償請求をすることができるという、購入者（消費者）の責任を加重するものであり、消費者契約法第 10 条^(※1)に規定する消費者契約の

条項に該当し、当該契約条項を内容とする契約を締結してはならないこと等を求める。

(※1) 消費者契約法

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一・二 〔略〕

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

四・五 〔略〕

2 〔略〕

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

(※1) 上記①、②の差止請求が行われた日現在の規定

(※2) 本件契約書に記載のとおり。なお、「対当額」の誤記と考えられる。

(2) 結果

消費者支援ネットワークいしかわは、平成30年4月25日ビーエムハナテンから、(1) ①及び②の請求に係る契約条項の改定(改定条文は下記のとおり。)について連絡を受け取った。

これを受けて、消費者支援ネットワークいしかわは、申入れの趣旨に沿う内容の改善がなされたものとして、申入れを終了した。

記

(改定の内容)

(1) ①の契約条項の改定条文

「甲がこの注文に応じられない場合には、申込金はそのまま乙に返還されるものとします。」と改定した(「乙は一切異議のないものとする。」との文言を削除。)

(2) ②の契約条項の改定条文

「乙は、乙の都合で申込を撤回し、甲に損害を与えた場合には、通常生じるものに限り、甲に損害を賠償するものとします。この場合、甲は、乙に対する申込金返還債務と甲の乙に対する損害賠償請求権と

を対当額で相殺することができるものとします。」と改定した（「乙が申込を撤回し、このために甲に損害が生じた場合、別途損害賠償請求され、申込金と対等額で相殺されても異議ないものとする。」との文言を削除。）。

以上

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援ネットワークいしかわ

(法人番号 5220005007848)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社ビーエムハナテン (法人番号 6120001183462)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html